



交通機関（JR、バス）の障害者割引制度

■ JR 旅客運賃の割引

◎対象 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人

◎割引内容

●おひとりでご利用される場合

○「第1種」「第2種」身体障害者手帳および「第1種」「第2種」療育手帳所持者は、乗車距離100kmを超えるとき、普通乗車券が50%割引

●介護者が同伴され、一緒にご利用する場合

○「第1種」身体障害者手帳および「第1種」療育手帳所持者は、乗車距離を問わず、本人・介護者とも普通乗車券・回数乗車券・普通急行券・定期乗車券（小児定期券を除く）が50%割引
○12歳未満の「第2種」身体障害者手帳および「第2種」療育手帳所持者は、乗車距離を問わず、定期乗車券（小児定期券を除く）が50%割引

（「1種」「2種」の区分は、手帳に記載）

◎購入窓口 JR乗車券発売窓口、みどりの券売機プラスまたはe5489

※みどりの券売機プラスは、厚狭駅（新幹線口）、宇部駅、宇部新川駅に設置されています。

※e5489とはインターネット（パソコン・スマートフォン）での指定券、乗車券予約サービスです。

■ バス運賃の割引

◎対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかを所持している人

◎割引内容

○バス降車時に手帳を提示することで、バスの運賃が割引
○第1種障害者の場合は、同伴の介護者（各会社が必要と認める人数）も割引

◎窓口 各バス会社

図障害福祉課（☎ 82-1170）



住民票の写し等の
第三者交付に係る本人通知制度

「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」とは、事前に登録した人に係る住民票の写し等を代理人や第三者による請求に基づいて交付したときに、本人にその事実を郵送でお知らせするものです。

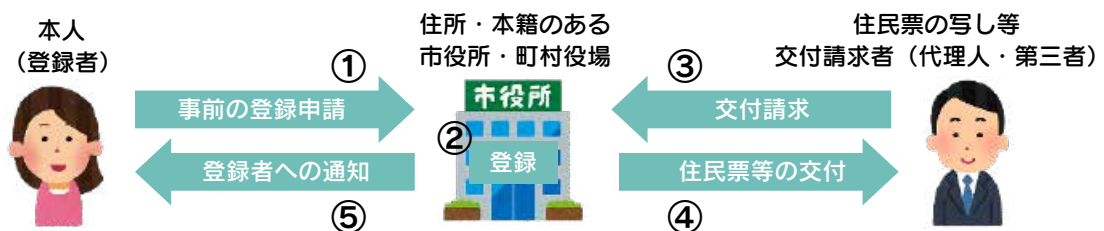
住民票の写し等の交付事実をお知らせすることにより、その請求が不正であった場合の早期発見、個人情報の不正使用防止や事実関係の早期究明が可能になります。

◎対象 山陽小野田市に住民登録をしている人または本籍がある人

◎登録方法 登録者本人の確認書類（運転免許証、旅券、マイナンバーカード等）、代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本などの資格を証明する書類を持参して登録してください。

◎通知の対象となる書類

- 住民票の写し（除票を含む）
- 住民票記載事項証明書
- 戸籍謄本・抄本（除籍、改製原を含む）
- 戸籍記載事項証明書
- 戸籍附票の写し（除籍、改製原を含む）



図市民課（☎ 82-1140） 市民窓口課（☎ 71-1513）